(産治								*	発通	信 年 月 信日付印	日確認印	整	理番号	号	事務所 区	分 /	管	理番	号	申	告区分
白老町 長 投	/_	/180						処事 理項	A11	ннич	PRINCY I				1./	4.				١.	
事業程 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		付印 平成	年		月		日								:	法人	番号		申告	年月	月日
(神話	Tanana and		=	老田	町	長			原										+	Я	В
お業様目 お業様目 おりから おりがら	所在批	₸																	111		
(株式 中央 () () () () () () () () () (本市町村が										事	業種	目								
(4-0)かつ (4-0)かっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっ	文店等の場 合は本点所 在地と併記															兆	十 億	Ti I	5	Ŧ	P
大き 田 女 正 の 表 の	<u>)</u> (ふりがた)	(電話			_)						(1 1)
(金月が次) (金月が次) (金月が次) (本年齢のの変化が) (本年齢のの変化が) (本年齢のの変化) (本年齢のの変化) (本年齢のの変化) (本年齢のの変化) (本年齢のの変化) (本年齢のの変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年齢の変化) (本年的の変化) (本年的変化) (本年的の変化) (本年的変化) (本	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										X	は出	貸 金	<u>E</u> 0)	額				١		
(株) (本) (**)	法人名																-!-!-				
1	(ふりがな)																			4	ш
検 要	代表者 氏名印				ED																
検 要	平成	年 月 日から平成 年	ı	月		日まで	の 事	業年度	分又は	の市町村	 民税の) 予定	: 申4	告書				**			
デ定申告税額 (①× 前事案年度又は前連結事業年度の月数) ② この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③ この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③ 算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤ 日 × ① 12 この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥ 当該 市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地 当該 市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地 日 本		摘					建	柏争美	牛皮分									税	1	額	_
デ定申告税額 (①× 前事案年度又は前連結事業年度の月数) ② この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③ この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③ 算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤ 日 × ① 12 この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥ 当該 市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地 当該 市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地 日 本	治 車	***年度フル前浦は東米年度のジ	+. 1.4	兴生成	哲 ((17)D	<i>◇如</i>)									十 億	百 7	5	千	H
	刊争	木十皮入は削圧和	5J\1	儿白竹	识 ((11)()	亚似	,								T)	1 1				0 0
	予定	· 申告税額 (①× 		6		L- \!!!		D	-)							<u></u>					
カ	, AL	前事業年度	又は	前連	結事	事業年		月数	,							٩				╽.	0 0
カ	この	申告が修正申告である場合は既	に納	付の	確定	した	当期名	分の注	人税	割額						(3)					
第定期間中において事務所等を有していた月数 3			.,,,,		. ,/-		/11/	12-	. • 1/10										<u> </u>	\perp	0 0
第定期間中において事務所等を有していた月数 3	この	申告により納付すべき法人税割額	頁 ②)-3												4					
等																			H	Щ	0 0
割		算定期間中において事務所等	等をで	有して	いた	上月数	女									(5)					月
当該市町村民税額 ④+⑥ 当該市町村民税額 ④+⑥ 当該市町村民税額 ④+⑥ 当該市町村民税額 ④+⑥ 当該市町村民税額 ④+⑥ 当務所、事業所又は寮等の所在地 市町村民税の明細 中の 日から 中の 日から 日か	割		ш	· · ·	(5)											<u>(6)</u>	+ 億	百万	5	千	Pi
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 国話の目標が2005年 1 日から 事務所、事業所又は寮等の所在地 1 日から 事務所、事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 1 日から 平成 年 月 日まで 第 1 日本で 日 月 日まで 第 1 日本で 日 日 1 日本で 日 日 1 日本で	額		一	× -	12	;										0			111	١,	0 0
名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地	20	つ申告により納付すべき市町村民	税額	4	+6)										7					0 0
名 称 事務所、事業所又は繁等の所在地		当該市町村	讨内	に月	折 在	:す	る事	務所	、事	業所ス	ては	寮 等									
古 古 下成 年 月 日から 下成 年 月 日から 下成 年 月 日から 平成 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日まで 下が 一次 年 月 日まで 上で 上で 上で 上で 上で 上で 上で		名 称						事務原	听、事	業所又に	は寮等	等の所存	生地					用	いる従	業者	- 数
古 古 下成 年 月 日から 下成 年 月 日から 下成 年 月 日から 平成 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日まで 下が 一次 年 月 日まで 上で 上で 上で 上で 上で 上で 上で																		١,			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																					
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細										卦								2			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									I	БI					亚战				П	カバー	
前事業年度又は前連結事業年度の期間 平成 年 月 日から 日まで 上の 日まで 上の 日まで 上の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	盐	東業年度又は前浦純東業年月	年の	注	稻生	[[安百石	カ肥糸	ΧШ		このほ	申告	の期間	ij								
特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額	日山	ず未午及入は明廷和ず未午に	支い力	仏八	小儿百	门假》	ソウカル	Щ	前事	業年度又に	計前連續	店事業年	度の期	期間							
(3) 日本 (1) 日本				+	億	百万	Ŧ	H	汁 ⁄	15夕の4	の神山	¬X±マ.+	、巫儿	F & L						まて *	·
指名 上人税割額 ① 上 上 上 上 上 上 上 上 上	等)		9					1	公 男				で文り	1 8			吕粉		护な	(生)(全)	6 75
定人税割額	課税標準	となる法人税額又は個別帰属法人税額					LI	i	指る	ļ	<u> </u>	′21		[K:2-]	. 月贩	此未.	貝奴		均南	一古り名	H
市町村民税の特定寄附金税額控除額 ① か国の法人税等の額の控除額 ② で	——— 法人税		(10)						д н					+	++	Ш		Н	Ш	Ш	Ш
外国の法人税等の額の控除額 ① 市の					++	-		1	正場					++	+++	Ш		Н	Ш	Ш	Ш
版装経理に基づく法人税割額の控除額 [3] 申の 申の 申の 申の 申の 申の 申の 申の 申の 申り	市町村	民税の特定寄附金税額控除額	(11)					1	都合					1		Ш			Ш	Ш	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (3) ローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー	外国の	法人税等の額の控除額	12						市の					1		Ш	Ш		Ш	Ш	0 0
現税条約の実施に係る法人税割額の控除額	/二壮:勿	畑に甘べ/汁 税中がの地心が	(13)						17 @					1		Ш			Ш	Ш	0 0
対対すべき法人税割額 ⑩一⑪一⑫一⑬一⑪ [15] 告計 す算 15 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19	1火装栓	<u> </u>	(13)		4				1-6					\perp		Ш				Ш	0 0
朝付すべき法人税割額 ⑩ー⑪ー⑫ー⑬ー⑭ ⑮ 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5 『5	租税条約	的の実施に係る法人税割額の控除額	14)	, ,			1 (1	申の					\perp		Ш			Ш	ш	0 0
	納付する	べき法人税割額 ⑩-⑪-⑰-⑰-⑭	(15)						告計					1		Ш				ш	0 0
対控除取戻税額等に係る法人税割額					+	\dashv			す質						$\coprod I$	 			 <u> _</u>	 	0 0
関与税理士			16						/ 介							—— □□□			_ 		0 0
┃ 塁夂 畑 臼 ┃	差引法	人税割額 15-16	17)					,													
┃ 塁夂 畑 臼 ┃			_						国 <i>5</i>	5税理十										(î	£11)
													電話		_		_	_		Ų))